

## 福島県県外保育士移住促進事業交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、保育の需要増加に対応し、待機児童の解消や安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、県外から移住して県内保育所等に就職した保育士に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で移住支援金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「保育所等」とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等、従事に際して保育士資格を要する施設をいう。
- (2) 「移住」とは、生活の本拠地が県外から県内に移ることをいい、住民票の異動の有無や住居の形態は問わない。

### (交付金額)

第3条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）1人当たり300,000円を移住支援金として交付する。

### (対象者の要件)

第4条 対象者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 保育士の資格を有し、保育士登録を受けていること。
- (2) 県内の保育所等に就職するため県内に転居し、その後も継続して県内に居住していること。
- (3) 申請があった日が属する年度の前年度の4月1日以降に県内に所在する保育所等に雇用され、その後も1年以上保育士として県内の保育所等に勤務すること。
- (4) 本支援金の交付を受けた後も継続して県内に勤務する意思を有すること。
- (5) 保育所等の設置者等との直接雇用契約に基づく就業で、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。期間の定めがある場合は、当該期間が更新予定を含め1年未満で終了するものではないこと。
- (6) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (7) 本事業以外に福島県が実施する同様の支援金の交付を受けていないこと。

### (交付の申請)

第5条 申請者は、要件を満たした場合、速やかに「福島県県外保育士移住促進事業交付申請書」（様式第1号）に必要事項を記入し、「在職証明書」（様式第1-1号）その他資料を付して、申請をしようとする年度の3月10日までに知事に申請を行うものとする。

なお、申請年度の3月末日までに勤務期間が1年に達することが見込まれる場合も上記と同様に、3月10日までに知事に申請を行うものとする。この場合、勤務期間が1

年に達した後に再度「在職証明書」（様式第1-1号）を作成し、4月10日までに知事に提出する。

（交付決定の通知）

第6条 知事は、提出された交付申請書を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書により申請者に通知する。

また、適当でないと認めるときには、交付不承認通知書により申請者に通知する。

なお、勤務期間が1年に達することとなる月に勤務の実態があり、勤務期間が確実に1年に達する見込みであることを確認し、交付要件を満たすと認める場合に交付することとする。

（申請を取り下げることができる期日）

第7条 交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（支援金の交付）

第8条 交付決定を受けた申請者は、「福島県県外保育士移住促進事業送金口座申請書」（様式第2号）を知事に提出する。知事は、速やかに移住支援金を支出し、送金通知書により通知するものとする。

なお、申請年度の3月末日までに勤務期間が1年に達することが見込まれる場合は、勤務期間が1年に達した後に提出された「在職証明書」（様式第1-1号）の確認後、入金を支出する。

（交付決定の取消し等）

第9条 知事は、交付の決定を受けた後に交付対象の要件に該当しないことが明らかとなった者、又は虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けた者に対して、交付決定を取り消し、交付額全額を返還させることができるものとする。

（補助事業にかかる書類等の保管）

第10条 申請者は、当該補助事業にかかる書類等を、交付決定を受けた年度の終了後1年間保管しておかなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるほか、業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。